

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-52453
(P2004-52453A)

(43) 公開日 平成16年2月19日(2004.2.19)

(51) Int.Cl.⁷
E04F 15/00

F I
E O 4 F 15/00 G O 1 B
E O 4 F 15/00 R

テーマコード(参考)
2 E 2 2 O

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2002-213910(P2002-213910)
(22) 出願日 平成14年7月23日(2002.7.23)

(71) 出願人 000002174
積水化学工業株式会社
大阪府大阪市北区西天満2丁目4番4号
(72) 発明者 竹部 義之
兵庫県尼崎市潮江5-8-6 積水化学工業株式会社内
(72) 発明者 中川 道也
兵庫県尼崎市潮江5-8-6 積水化学工業株式会社内
Fターム(参考) 2E220 AA29 AA51 AB22 AC01 BA01
BA04 CA07 DA02 DB05 DB09
EA04 FA11 GA02Z GA07X GA22X
GA24Z GA25X GA25Y GA27Z GA28Z
GA30X GB32X GB32Z GB33Z GB35Z
GB36Z GB37Z GB39Z GB43X GB48Z

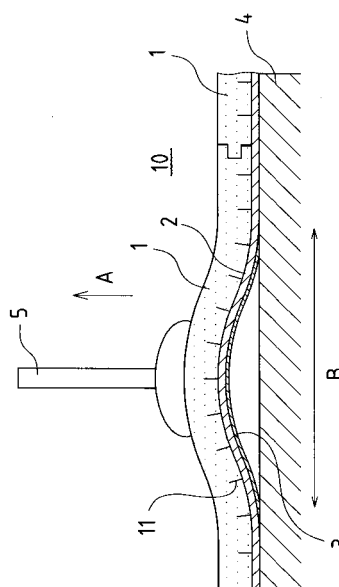
(54) 【発明の名称】 フローリング床の敷設構造、施工方法並びに改修方法及びフローリング材

(57) 【要約】

【課題】フローリング床の施工性を低下させることなく、貼り替え時には、フローリング材を容易に剥がし取って改修することのできるフローリング床の敷設構造、施工方法並びに改修方法及びフローリング材を提供する。

【解決手段】フローリング床10は、フローリング材1の長手方向の中間部分において、粘着層2と床下地4との間に未剥離の剥離ライナー3が介在し、非粘着層Bの形成された敷設構造を有する。このような敷設構造により敷設されたフローリング材1を剥がし取るには、吸引装置5を用い、非粘着層Bを引き上げることによって床下地4から離隔させる作業を行う。そして、この離隔した部分に適宜の工具を差し込んでフローリング材1を床下地4から剥がし取る。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

床下地上に長尺のフローリング材が粘着層を介して敷設されるフローリング床の敷設構造において、フローリング材の長手方向の中間部分に非粘着層が設けられたことを特徴とするフローリング床の敷設構造。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のフローリング床の敷設構造において、フローリング材の長手方向の中間部分には、粘着層と床下地との間又は粘着層とフローリング材との間のいずれか一方に未剥離の剥離ライナーが介在することを特徴とするフローリング床の敷設構造。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載のフローリング床の敷設構造が、室周囲の壁際の位置にて実施されたことを特徴とするフローリング床の敷設構造。

【請求項 4】

裏面に粘着層が設けられた長尺のフローリング材を床下地上に順次敷設するフローリング床の施工方法において、前記粘着層に予め貼り付けられた剥離ライナーを長手方向の中間部分に未剥離で残して長手方向の両端部分を粘着層から剥がし、この両端部分の粘着層を介してフローリング材を床下地上に貼り付けることを特徴とするフローリング床の施工方法。

【請求項 5】

床下地上の粘着層を介して長尺のフローリング材を床下地上に順次敷設するフローリング床の施工方法において、床下地上の粘着層に予め貼り付けられた剥離ライナーを、この床下地上に貼り付けるフローリング材の長手方向の中間部分には未剥離で残すとともに長手方向の両端部分には粘着層から剥がして、フローリング材を床下地上に貼り付けることを特徴とするフローリング床の施工方法。

【請求項 6】

請求項 1 又は 2 に記載の敷設構造により敷設されたフローリング材を床下地から剥がし取るフローリング床の改修方法であって、長手方向の中間部分に未剥離の剥離ライナーが介在するフローリング材を、吸引装置を用いて前記中間部分を引き上げるにより床下地から離隔させる工程と、この離隔した部分をもってフローリング材を床下地から剥がし取る工程とを含むフローリング床の改修方法。

【請求項 7】

複数枚を配列させることにより床面を構成する長尺のフローリング材であって、裏面に粘着層が設けられ、この粘着層には粘着面を保護するための剥離ライナーが予め貼り合わされて、長手方向の端部と中間部分との間で前記剥離ライナーが分断可能とされたことを特徴とするフローリング材。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のフローリング材において、粘着層は、側縁部近傍に長手方向に沿って形成されたことを特徴とするフローリング材。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

この発明は、フローリング床の敷設構造、施工方法及び改修方法及びフローリング材に関する。

【0002】**【従来技術】**

一般に、住宅等における木質系のフローリング床では、フローリング材を床下地上に固着させるのに接着剤を使用することが多い。フローリング床は、フローリング材が経年により汚れや傷がついた場合やリフォーム時、また、近年開発されているスケルトン・インフ

10

20

30

40

50

イル住宅での間取りや内装の変更時には、フローリング材を剥がし取って貼り替えることが必要とされる。

【0003】

しかし、床下地に接着材で強固に接着されたフローリング材は、剥がし取ることが困難であり、フローリング材の表面に丸鋸で多数の切り溝を入れるなどして、剥がしやすくするための処理をしなければならない。このため、床下地材までもが破損したり、接着剤で強固に接着されている部分では、フローリング材の破損部分を剥がし取ることができずに床下地上に残ってしまったりする。床下地上に残った破損部分は、けれんして取り除かねばならず、場合によっては床下地材そのものを張り替えることが必要となる。このようなフローリング床の張り替えは、大がかりな作業となってコストが高む場合もあり、環境保全の観点からも好ましくない。

10

【0004】

そこで、特開平9-310466号公報、特開2000-45495号公報に開示されているように、接着剤に替えて両面粘着テープ等の粘着シートを使用してフローリング材を固着するフローリング床の施工方法も提案されている。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

粘着シートを使用するフローリング床の施工方法では、接着剤を使用する場合に比べて、作業が簡便であり、作業時間の飛躍的な短縮を図ることができる。しかしながら、粘着シートは接着力が強いので、いったん床下地上にフローリング材を貼り付けてしまうと、接着剤により固着されたフローリング材の場合と同様、フローリング材を床下地から剥がし取るとは困難である。

20

【0006】

すなわち、フローリング材を剥がし取るには、フローリング材と床下地材との間にバール等の工具を差し込み、こじ開けながら引き剥がしていく作業が必要になる。しかし、フローリング材は、室内の床面に隙間なく敷き詰められて、隣接するフローリング材と密着した状態にあり、その周囲に工具を差し込む余地はない。特に、このような場合に、フローリング床から第1枚目のフローリング材を無理なく剥がし取るとは容易でない。

【0007】

そこで、壁に設けられた幅木を除去し、壁際のフローリング材から順に剥がし取ることも考えられる。しかしながら、この場合は、壁紙や壁面ボードが損傷して壁の補修を伴う作業となるおそれがある。また、表面に丸鋸で切り溝を入れて第1枚目のフローリング材を剥がし取る方法では、騒音や粉塵の問題が発生するとともに、フローリング材や床下地が破損するため好ましくない。

30

【0008】

本発明は以上のような事情に鑑みてなされたものであり、フローリング床の施工性を低下させることなく、貼り替え時には、フローリング材を容易に剥がし取って改修することのできるフローリング床の敷設構造、施工方法並びに改修方法及びフローリング材を提供することを目的としている。

【0009】

【課題を解決するための手段】

前記の目的を達成するため、本発明は、床下地上に長尺のフローリング材が粘着層を介して敷設されるフローリング床の敷設構造において、フローリング材の長手方向の中間部分に非粘着層が設けられたことを特徴とする。ここで、フローリング材は長尺の床仕上げ材であって、適宜の柔軟性を有する材料により構成される。

40

【0010】

前記非粘着層の具体的な構成としては、フローリング材の長手方向の中間部分において、粘着層と床下地との間又は粘着層とフローリング材との間のいずれか一方に未剥離の剥離ライナーが介在することが好ましい。

【0011】

50

これらの発明によれば、フローリング材の長手方向の中間部分において、床下地上に接着されない非粘着層が形成される。このような非粘着層を設ける場合、前記粘着層自体を除去して非粘着層とすることもできるが、粘着層の厚み分だけフローリング材と床下地との間に空間ができてしまう。このような空間が形成されると、フローリング床を歩行したり家具等を設置した場合に、床鳴りや凹み、傾きを生じて好ましくない。そこで、本発明では、剥離ライナーを未剥離のまま残して非粘着層を形成することで、フローリング床を凹凸のない均一な敷設構造とし、良好な歩行感及び家具等設置時の安定性を実現している。

【0012】

また、前記フローリング床の敷設構造は、室周囲の壁際の位置にて実施されていることが好ましい。一般に、壁際に近接した床面上は、歩行頻度が比較的少なく、家具等が設置されることも多い。したがって、このような位置では、非粘着層を介してフローリング材が敷設されていても、浮き剥がれ等の問題が生じずに、好適な敷設状態を維持することができる。

10

【0013】

また、本発明に係るフローリング床の施工方法は、裏面に粘着層が設けられた長尺のフローリング材を床下地上に順次敷設するフローリング床の施工方法において、前記粘着層に予め貼り付けられた剥離ライナーを長手方向の中間部分に未剥離で残して長手方向の両端部分を粘着層から剥がし、この両端部分の粘着層を介してフローリング材を床下地上に貼り付けることを特徴とする。

20

【0014】

この発明によれば、フローリング材の長手方向の中間部分では剥離ライナーが未剥離であるので、この中間部分においてはフローリング材が床下地上に接着されず、長手方向の両端部分で接着されてフローリング床が施工される。

【0015】

また、本発明に係るフローリング床の施工方法は、床下地上の粘着層を介して長尺のフローリング材を床下地上に順次敷設するフローリング床の施工方法において、床下地上の粘着層に予め貼り付けられた剥離ライナーを、この床下地上に貼り付けるフローリング材の長手方向の中間部分には未剥離で残すとともに長手方向の両端部分には粘着層から剥がして、フローリング材を床下地上に貼り付けることを特徴とする。

30

【0016】

これによれば、敷設される長尺のフローリング材に合わせて、予め床下地上に粘着層と、剥離ライナーが未剥離の非粘着層とが設けられる。そして、フローリング材の長手方向の中間部分には剥離ライナーが未剥離の状態で接するので、フローリング材は長手方向の両端部分において接着されてフローリング床が施工される。

【0017】

また、本発明のフローリング床の改修方法は、長手方向の中間部分に未剥離の剥離ライナーが介在するフローリング材を、吸引装置を用いて前記中間部分を引き上げることにより床下地から離隔させる工程と、この離隔した部分をもってフローリング材を床下地から剥がし取る工程とを含むことを特徴とする。

40

【0018】

すなわち、この改修方法は、フローリング材の長手方向の中間部分に未剥離の剥離ライナーが介在する前記フローリング床の敷設構造において実施され、フローリング材を床下地から剥がし取るものである。

【0019】

この発明では、フローリング材は、長手方向の中間部分において非粘着層が形成され、床下地に接着されていないので、この中間部分をフローリング材表面から吸引装置によって上方へ引き上げることができる。これにより、フローリング材と床下地との間に工具を差し込める程度の空間が形成される。この結果、フローリング材が隙間無く敷き詰められているような場合でも、無理なくフローリング材と床下地とを離隔させて、適宜の工具を差

50

し込み、フローリング材を床下地から剥がし取ることができる。

【0020】

また、本発明のフローリング材は、複数枚を配列させることにより床面を構成する長尺のフローリング材であって、裏面に粘着層が設けられ、この粘着層には粘着面を保護するための剥離ライナーが予め貼り合わされて、長手方向の端部と中間部分との間で前記剥離ライナーが分断可能とされたことを特徴とする。

【0021】

この発明によれば、フローリング材裏面の長手方向端部と中間部分との間で適宜剥離ライナーを切断し、部分的に残して剥がすことができる。この結果、フローリング材は、フローリング材の中間部分では床下地に接着されないものとなる。

10

【0022】

また、粘着層は、フローリング材の側縁部近傍に長手方向に沿って形成されるのが好ましい。これによれば、床下地にフローリング材を効率よく均一に貼り付けることができる。

【0023】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態について、図面を参照しつつ説明する。

【0024】

図1は、本発明の実施の形態を示し、フローリング材を裏面側から見た斜視図である。このフローリング材1は、住宅等のフローリング床に敷設される長尺の床仕上げ材であり、適宜の柔軟性を有するものであれば材料は特に限定されない。フローリング材1の裏面には粘着層2が設けられている。

20

【0025】

本実施の形態において、粘着層2は、フローリング材1の側縁部近傍に長手方向に沿って2列に形成されている。

【0026】

粘着層2は、両面粘着テープと呼ばれるような、支持体の両面に粘着剤層が形成されて片面が剥離ライナーにより被覆された粘着シート、又は前記支持体を有しない粘着シートにより構成される。本実施の形態では、粘着層2は、粘着面を保護する剥離ライナー3が予め貼り合わされた粘着シートを、フローリング材1の裏面に直接貼り付けて形成している。

30

【0027】

この粘着層2を構成する支持体には、ポリエステル樹脂やポリオレフィン樹脂系のフィルム、不織布、織布、網状体のシート、又はマニラ麻原紙や和紙などの高強度繊維系不織布シート、若しくはポリオレフィン樹脂、ポリウレタン樹脂などの発泡樹脂体等が用いられる。

【0028】

支持体に形成される粘着剤層は、工業用途に用いられるアクリル系、天然ゴム系、合成ゴム系、シリコン系などの粘着性ポリマーを主成分とする有機溶剤系粘着剤、又はエチレン-酢酸ビニル共重合体(EVA)系粘着剤などを主成分とするエマルジョン系粘着剤等により形成される。中でも、耐久性に優れ、取り扱いに際して汚れることの少ないアクリル系粘着剤が好ましい。また、粘着剤は、粗面接着性、寒冷時の貼付性を考慮すると、ガラス転移温度T_gが5以下であることが好ましく、厚みを50~100μm程度とすることが好ましい。

40

【0029】

また、剥離ライナー3には、クラフト紙、半晒紙、上質紙、グラシン紙、ポリエチレンやポリエステルなどの合成樹脂等を基材とし、表層面をシリコン離型剤により処理したものが用いられる。クラフト紙、半晒紙等の紙系基材については、破れにくいことや粘着剤層への追従性を考慮して、坪量が50~150g/m²であることが好ましい。また、剥離ライナー3は、ピックアップ性や粘着剤層への追従性を考慮して、厚みが70~150μm程度とされることが好ましい。

50

【0030】

このような粘着シートとして、例えば、本出願人による特開平9-227843号公報に開示された加圧接着型粘着シートがあり、貼付位置の修正をする上で好適である。

【0031】

さらに、本実施の形態では、粘着層2を被覆している剥離ライナー3は、フローリング材1の裏面において、長手方向の端部と中間部分との間で分断可能とされている。すなわち、前記の素材を基材とする剥離ライナー3には、長手方向の端部と中間部分との間にカットライン又はミシン目が形成されている。剥離ライナー3は、このカットライン又はミシン目により、適宜切り離して剥離することができるものとなっている。

【0032】

このように構成されるフローリング材1は、複数枚が配列されることによりフローリング床10を形成する(図2参照)。フローリング床10は、フローリング材1の長手方向の中間部分では、粘着層2と床下地4との間に未剥離の剥離ライナー3が介在する敷設構造とされる。本実施の形態では、この敷設構造が室周囲の壁際的位置にて実施されている。

10

【0033】

一般に住宅等の居室において、壁際に接した床面上は歩行頻度が比較的少なく、家具が置かれる場合も多い。したがって、壁際の床面に、未剥離の剥離ライナーを有するフローリング材が敷設されていても、浮き剥がれ等の問題が発生しないと考えられ好ましい。

【0034】

また、剥離ライナー3を未剥離とする部分は、フローリング材1の長手方向両端を避けて中間部分に設けられるので、浮き剥がれ等の原因となることはない。この剥離ライナー3を未剥離とする長さは、フローリング材1の大きさや材質により適宜決定される。

20

【0035】

以上のように、フローリング材1の裏面に粘着層2が設けられた長尺のフローリング材1は、施工に際し、床下地4上に順次敷設されて前記の敷設構造によるフローリング床10を構成する。

【0036】

なお、本発明は、裏面に粘着層2を有するフローリング材1を床下地上に貼り付けて構成するに限らず、例えば、剥離ライナーが貼り付けられた粘着層を床下地面に設け、適宜剥離ライナーを剥がしてフローリング材を敷設してもよい。この場合も、非粘着層はフローリング材の長手方向の中間部分に形成され、剥離ライナーがフローリング材と粘着層との間に介在することとなる。

30

【0037】

図2は、本発明に係る施工方法を示す斜視図である。フローリング床10は、フローリング材1が、粘着層2を介して床下地4上に隙間無く敷き詰められて形成されている。

【0038】

ここで、長手方向に沿って形成された粘着層2の全体を使用して、フローリング材1を床下地4に貼り付けると、粘着層2は接着力が強くフローリング材1は強力的に接着される。フローリング材1が床下地4に強力的に接着されることは好ましいことであるが、一方で前記のようにフローリング材1を貼り替える際には、フローリング材1を床下地から剥がし取るのが困難となる。

40

【0039】

そこで、本実施の形態に係る施工方法では、フローリング材1の剥離ライナー3が長手方向の中間部分では未剥離に残される。また、長手方向の両端部分では剥離ライナー3を粘着層2から剥がし、この両端部分の粘着層2を介して、フローリング材1が床下地4上に貼り付けられる。特に、室周囲の壁際に位置するフローリング床10では、この施工方法が採用される。

【0040】

また、このフローリング床10の貼り替え等の改修にあたり、前記の敷設構造によって敷設されたフローリング材1を床下地4から剥がし取る場合には、以下のような工程によっ

50

て行われる。

【0041】

図3は、本発明に係るフローリング床10の改修方法を示す断面図である。図示されるように、フローリング材1は、その中間部分を吸引装置5で矢符A方向に引き上げて床下地4から離隔されて剥がし取られる。

【0042】

すなわち、第1の工程では、長手方向の中間部分に未剥離の剥離ライナー3が残されて非粘着層Bが形成されたフローリング材1を、吸引装置5を用いて引き上げ、これにより床下地4からフローリング材1を離隔させる。そして、第2の工程ではフローリング材1の離隔した部分をもってフローリング材1を床下地4から剥がし取る。

【0043】

この第1の工程において、フローリング材1の長手方向の中間部分は非粘着層Bとして床下地4に接着されておらず、床下地4から容易に離隔させることができる。そこで、吸引装置5を用いて、この中間部分を吸引し、フローリング材1を弓なり状にしならせて上方へ引き上げ、床下地4とフローリング材1との間に空間を形成する。この吸引装置5は、わん型のゴム製吸盤を有し、フローリング材の大きさに合わせて適宜選択される。

【0044】

また、第2の工程では、前記第1の工程によって離隔した部分に、手や、バール等の工具を差し込んでフローリング材1が剥がし取られる。

【0045】

この改修方法は、フローリング材1を剥がし取るのに困難とされる第1枚目のフローリング材1を剥がし取るのに特に有効である。また、第1枚目のフローリング材1を剥がし取った後は、次に剥がし取られる隣接したフローリング材1は、その側縁部又は端部が現れているため容易に剥がし取ることができる。

【0046】

この改修方法により剥がし取られるフローリング材1の材料は、本実施の形態においては、吸引装置5により吸引可能な柔軟性を有する材料であれば特に限定されない。このような材料には、例えば、木材、クッション材が貼り合わされた木質材、樹脂含浸処理が施された木材、又は再生木材と呼ばれるような木粉入りのプラスチック成形材等の木質系材料が挙げられる。また、フローリング材1は、吸引装置5により上方へ引き上げられるため、側縁部に実矧ぎ等の接合部が形成されていないものが好適である。

【0047】

また、図4に示されるように、フローリング材1は、裏面側に複数の切り込み溝11が長手方向に直交して形成されたものであってもよい。この場合、切り込み溝11により、フローリング材1が弓なり状にしなりやすくなり、吸引装置5によってフローリング材1を床下地4から離隔させることが容易となる。

【0048】

以上のように、フローリング材1の長手方向の中間部分で剥離ライナー3が未剥離に残されたフローリング床10において、フローリング材1を剥がし取る場合に、本発明に係る改修方法によれば、吸引装置5を用いて容易にフローリング材1を引き上げ、無理なく床下地4から剥がし取ることができる。この結果、粘着シートを使用したフローリング材の施工性の良さを生かしながらも、従来のようにフローリング材や床下地材を破損させることなく改修作業を行うことができ、作業性を高めることができる。

【0049】

【実施例】

以下の条件の下で本発明に係る敷設構造を有するフローリング床の試験体を作製し、使用するフローリング材について、フローリング材裏面の中間部分に剥離ライナーを未剥離で残すのに適当な長さを比較検討した。

【0050】

<使用部材>

10

20

30

40

50

- ・フローリング材：大建工業社製防音床仕上げ材「アクセルFS」
(ただし、側縁部に形成された実矧ぎ部を削除する加工を施した。)
- 厚さ10.5mm×幅150mm×長さ900mm
- ・床下地：日本ノボパン社製パーティクルボード(厚さ15mm)
- ・粘着層：積水化学工業社製「両面粘着テープ 530」
(ポリオレフィン発泡体基材及びアクリル系粘着剤使用、厚さ0.8mm)
- ・吸引装置：山崎産業社製「ラバーカップ」

< 試験体 >

試験体とされるフローリング床には、それぞれ4枚のフローリング材を敷設した。使用する各フローリング材には、側縁部近傍に長手方向に沿って、2本の両面粘着テープ(幅25mm)を貼り付けた。フローリング材は、剥離ライナーの所定長さを未剥離のまま残して非粘着層を形成し、パーティクルボード上に接着した。非粘着層の長さは、図5に示すように0~80cmの間で複数設定し、それぞれの試験体を下記の項目について評価した。

10

【0051】

< 評価項目 >

1. 拘束性

試験体を室温で2日間養生後、約43に設定した電気カーペットを掛けて5日間放置した。その後、(1)隣接するフローリング材同士の側縁部に形成された隙間の変化量を測定するとともに、(2)床面からの浮き剥がれの有無を目視確認した。

20

【0052】

2. 引き剥がし性

試験体を室温で冷却後、吸引装置を用いてフローリング材を剥がし取ることを試みた。そして、(1)吸引装置によってフローリング材を床下地から引き上げることでできた高さを測定するとともに、(2)フローリング材の引き剥がしの可否を確認した。

【0053】

< 実施比較結果 >

前記評価項目について、それぞれ図5に示す結果を得た。図5では、各項目に係る数値及び可否とともに、実施の適否を印、又は×印を付して示している。

【0054】

この実施例及び比較例では、フローリング材の「引き上げ高さ」が10mm以上であれば、手や、パール等の工具を差し込むことができ、フローリング材を床下地から剥がし取ることが可能となった。すなわち、フローリング材を床下地から適切に剥がし取るためには、非粘着層の長さが30cm以上は必要であるといえる。

30

【0055】

しかしながら、試験体5の場合のように、非粘着層の長さが、フローリング材の長さに対してあまりに長くなると、粘着層によるフローリング材の拘束性が劣るので、フローリング材が床下地から浮き上がって床面に段差を生じた。

【0056】

したがって、試験体1及び試験体2のように、剥離ライナーを未剥離とする部分は、30cm以上の長さが必要であるとともに、フローリング材の長さに対する割合でおよそ2/3以下となるよう形成されるのが適当である。

40

【0057】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明に係るフローリング床の敷設構造では、フローリング材の長手方向の中間部分に非粘着層が設けられ、粘着層と床下地との間又は粘着層とフローリング材との間のいずれか一方に未剥離の剥離ライナーが介在する。これにより、フローリング床を凹凸のない均一な敷設構造とし、良好な歩行感及び家具等設置時の安定性を実現することができる。

【0058】

50

また、本発明に係るフローリング床の施工方法では、フローリング材の裏面又は床下地上に粘着層が形成される。そして、この粘着層に予め貼り付けられた剥離ライナーが、長手方向の中間部分は未剥離で残して両端部分で剥がされる。そして、この両端部分の粘着層を介してフローリング材が床下地上に貼り付けられる。これにより、フローリング材の中間部分が床下地に接着されないフローリング床の敷設構造を容易に実現することができる。

【0059】

また、本発明に係るフローリング床の改修方法には、長手方向の中間部分に未剥離の剥離ライナーが残されたフローリング材を、吸引装置を用いて前記中間部分を引き上げることにより床下地から離隔させる工程と、この離隔した部分をもってフローリング材を床下地から剥がし取る工程とを含む。これにより、フローリング材を吸引装置を用いて上方へ引き上げ、床下地から離隔させることが可能となる。そして、フローリング材が隙間無く敷き詰められているような場合でも、無理なくフローリング材と床下地とを離隔させて、適宜の工具を差し込み、フローリング材を床下地から剥がし取ることができる。

10

【0060】

また、本発明に係るフローリング材は、裏面に粘着層が設けられ、この粘着層に粘着面を保護するための剥離ライナーが予め貼り合わされて、長手方向の端部と中間部分との間で前記剥離ライナーが分断可能とされる。これにより、長手方向の端部と中間部分との間で剥離ライナーを部分的に残して剥がすことができる。

20

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係るフローリング材を裏面側から見た斜視図である。

【図2】本発明に係るフローリング床の施工方法を示す斜視図である。

【図3】本発明に係るフローリング床の改修方法を示す断面図である。

【図4】本発明に係るフローリング材のフローリング材を裏面側から見た斜視図である。

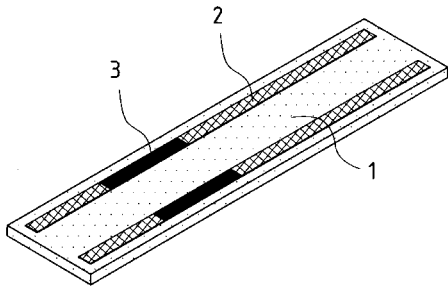
【図5】本発明に係るフローリング材の実施例についての実施比較結果を示す表である。

【符号の説明】

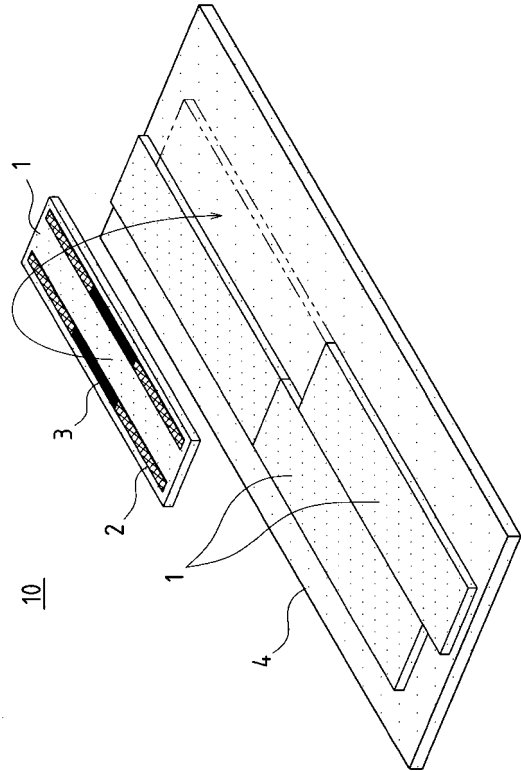
- 1 フローリング材
- 10 フローリング床
- 11 切り込み溝
- 2 粘着層
- 3 剥離ライナー
- 4 床下地
- 5 吸引装置

30

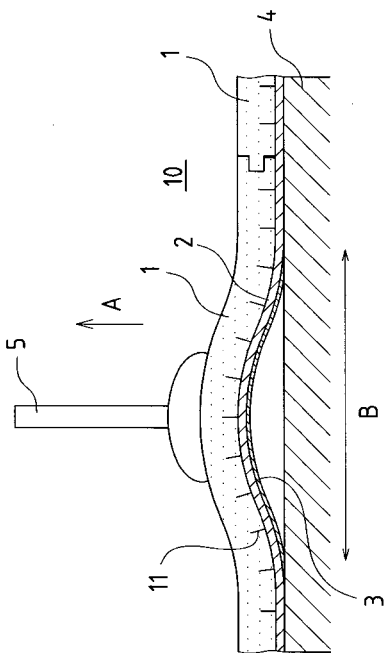
【図 1】



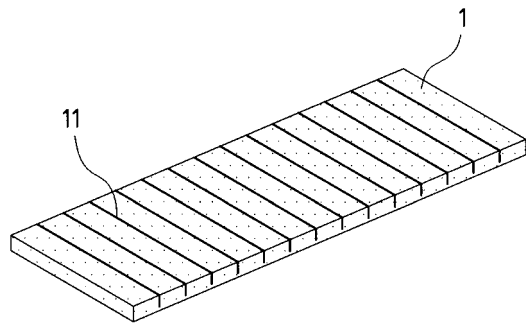
【図 2】



【図 3】



【図 4】



【 図 5 】

項目	試験体				
	実施例		比較例		
	1	2	3	4	5
非粘着部の長さ	30cm	60cm	無し	20cm	80cm
1. 拘束性					
(1) 隙間変化量	+0.15mm ○	+0.20mm ○	+0.15mm ○	+0.15mm ○	+0.35mm ○
(2) 浮き剥がれ	無 ○	無 ○	無 ○	無 ○	+1.5mm浮き 段差発生×
2. 引き剥がし性					
(1) 引き上げ高さ	10mm 可 ○	25mm 可 ○	0mm 不可 ×	5mm 不可 ×	35mm 可 ○
(2) 引き剥がし可能性	可 ○	可 ○	不可 ×	不可 ×	可 ○
総合評価	○	○	×	×	×